

令和4年8月5日

羽幌町長 駒井久晃 様

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会
会長 後藤 英文

羽幌町高齢者世帯等に対する生活支援給付金交付事業（仮称）実施に伴う個人情報の利用について（答申）

令和4年7月14日付けで羽幌町個人情報保護条例第7条及び第8条の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

羽幌町高齢者世帯等に対する生活支援給付金交付事業（仮称）実施に伴う個人情報の利用については、公益上必要であり、かつ相当な理由があると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

2 審査会の判断理由

羽幌町高齢者世帯等に対する生活支援給付金交付事業（仮称）は、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受ける低所得の高齢者世帯及び障がい者世帯の影響緩和を行うことを目的とした事業であるため。